赤平市民間賃貸住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱

（通則）

第１条　赤平市民間賃貸住宅リフォーム助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、赤平市補助金等交付規則（昭和５１年規則第６号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この補助金は、民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成することにより、民間賃貸住宅の居住性の向上を図るとともに供給を促進し、住環境の向上と移住・定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　民間賃貸住宅とは、戸建２戸以上又は１棟あたり４戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅（長屋も含む）の住戸専用部分で、市内に存するものをいう。

⑵　改修工事とは、その民間賃貸住宅の修繕、模様替えその他市長が適当であると認める方法による工事をいう。

（交付対象者）

第４条　民間賃貸住宅の改修費用に対して補助金を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　市内に民間賃貸住宅を所有する個人又は法人

⑵　市税等（赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例（平成１８年条例第２４号）第２条第１号に規定する市税等をいう。）を滞納していない個人又は法人

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第５号に規定する暴力団の構成員でない者

⑷　破壊活動防止法（昭和２７年法律第２４０号）第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

⑸　国、道、他の団体等から本事業と重複する補助金等の交付を受けていない者

（補助対象工事）

第５条　補助金の交付の対象となる改修工事は、市内に事業所（本社又は支店等）がある法人又は市内に住所のある個人事業者で建設業の許可を受けている業者が施工するものとし、申請年度内に工事完了するものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとし、限度額を下記のとおりとする。

⑴　１戸当たりの改修工事費（消費税及び地方消費税を除く。）の３分の１に相当する額とし、補助金の額が１０万円を超える場合は、最大１０万円とする。

⑵　前号の規定による補助金の額に１、０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

２　この要綱による補助の回数は、同一の民間賃貸住宅に対して１回とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、民間賃貸住宅の改修工事の着手前に民間賃貸住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書（別記様式第１号）により、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに助成の可否を決定し、民間賃貸住宅リフォーム助成事業補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の変更）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、決定を受けた内容を変更しようとするときは、民間賃貸住宅リフォーム助成事業補助金変更承認申請書（別記様式第３号）により、あらかじめ市長に変更の承認を申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更の承認の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、民間賃貸住宅リフォーム助成事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記様式第４号）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（中止の届出）

第１０条　交付決定を受けた者は、決定を受けた住宅の改修工事等を中止しようとするときは、民間賃貸住宅リフォーム助成事業補助金工事中止届（別記様式第５号）により、市長に届け出なければならない。

（着手の届出）

第１１条　交付決定を受けた者は、住宅の改修工事等に着手したときは、民間賃貸住宅リフォーム助成事業補助金工事着手届（別記様式第６号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（完了届出等）
第１２条　交付決定を受けた者は、住宅の改修工事等が完了したときは、民間賃貸住宅リフォーム助成事業補助金工事完了届（別記様式第７号）により、速やかに市長に届け出なければならない。
２　市長は、前項の規定による届出があったときは、届出を受けた日から７日以内に、補助金の交付決定の内容に適合するか否かの審査を行うものとする。

（補助金の額の確定等）
第１３条　市長は、前条第２項に規定する審査の結果、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、民間賃貸住宅リフォーム助成事業補助金確定通知書（別記様式第８号）により、申請者に通知するものとする。
２　市長は、前項の規定による補助金の額を確定した後に、交付決定を受けた者からの民間賃貸住宅リフォーム助成事業補助金請求書（別記様式第９号）による請求により、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）
第１４条　市長は、交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

（その他）
第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
（失効）
２　この要綱は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、当該期日までに補助金の交付請求をした者については、この限りでない。
（失効に伴う経過措置）
３　第１４条の規定については、この規定が失効後もなお、その効力を有するものとする。

附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。